

外貨定期預金キャンペーン

円貨からのお預入れ50万円以上

実施期間：2018年8月27日（月）～2018年11月30日（金）

(米ドル)



6ヶ月物



4

年率

%

(税引き後 年3.187%)

初回6ヶ月に限り、上記の料率を適用します。満期日以後は同じ期間で継続し、ご継続時点の店頭表示利率を適用します。最新の店頭表示利率については、窓口にてご確認ください。



☆さらに☆



為替手数料（預入時）

通常1円を**50銭**に

外貨預金は為替相場の変動により元本を下回るおそれのある商品です。お申し込みにあたっては、契約締結前交付書面等を十分にお読みください。詳しくは裏面をご確認ください。

お問い合わせ：お近くの当金庫窓口または国際部外為センター（電話：079-281-3939）まで

播州信用金庫

ひろがる夢 とたしかな未来



播州信用金庫

外貨定期預金キャンペーン

対象商品	6ヶ月物 US\$建て外貨定期預金	
ご利用いただける方	個人のお客さま	
預入資金	円貨からのお預け入れのみ	
申込み金額	50万円相当額以上	
利息	適用利率	お預け入れ時の利率を満期日まで適用。継続後の利率については窓口にお問い合わせ下さい。
	利払方法	満期日以後に一括してお支払いいたします。
	計算方法	原則として、付利単位を1通貨単位とした、1年を365日とする日割計算。
期間	元加式自動継続方式および非継続方式のお取り扱いとなります。	
	元加式自動継続型	この場合、税引後利息を元金に加えて前回と同一期間の外貨定期預金を自動的に継続作成します。継続後の満期日は証書記載の継続前の満期日の預入期間後の応答日とします。この応答日が金融機関休業日となるときは、この応答日の翌営業日を満期日とします(但し、預入期間が1年超となる場合は前営業日とします)。
	非継続方式	元利金を満期日以後に一括して払い戻します。
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。	
円預金からのお振替	為替手数料(1米ドルあたり50銭)を含んだ当金庫所定のTTSレートを適用。 但し、10万米ドル相当超の場合、当金庫所定のTTSレートを適用できないことがあります。	
円預金へのお振替	為替手数料(1米ドルあたり1円)を含んだ当金庫所定のTTBレートを適用。 但し、10万米ドル相当超の場合、当金庫所定のTTBレートを適用できないことがあります。	

・ 上記手数料には消費税等はかかりません

ご留意事項

税金	<ul style="list-style-type: none"> お受取利息には、源泉分離課税(国税15%、地方税5%)の税金が適用されます。 ※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、復興特別所得税が付加されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。 外貨預金のお利息はマル優の対象外です。 為替差益は、雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年取2,000万円 以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得および退職所得以外の所得が年間20万円以下の場合は申告不要です(なお、給与を複数の会社から得ていないことが条件となります)。 為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得区分との損益通算はできません。
ご留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 為替相場の急激な変動によりお取り扱いを中止する場合があります。 本取引のお申し込みの際には、お取引の内容を十分にご検討のうえ、お客さまご自身の責任と判断に基づいて当金庫までお申し込みください。 預入後、1回限り為替予約を締結することにより、満期日の受取円貨額を事前に確定することができます(この場合、締結した為替予約を使用し満期日に解約することが条件となります) 原則として預入期間中は払戻の要求に応じませんが、やむをえずその要求に応じる場合は、その利息は、預入日(継続したときは最後の継続日)から解約日前日までの日数及び当該外貨普通預金利率によって計算し、この預金とともにお支払いいたします。
預金保険	外貨定期預金は預金保険の対象外です
お問い合わせ先	お近くの当金庫窓口または国際部外為センター(電話:079-281-3939)まで
苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談窓口(9時~17時、電話:0120-31-5784)にお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)及び兵庫県弁護士会(電話:078-341-8227、FAX:078-341-1779)。それらが設置運営する仲裁センター。または全国しんきん相談所(9時~17時、電話:03-3517-5825)。

(2018年7月31日現在)